

千曲市告示第16号

千曲市特定疾患等患者見舞金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月5日

千曲市長 小川 修 一

千曲市特定疾患等患者見舞金支給要綱の一部を改正する告示

千曲市特定疾患等患者見舞金支給要綱（平成16年千曲市告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱（平成28年11月25日付け28保疾第843号長野県健康福祉部長通知）第9条の規定により、長野県から先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている者

附 則

この告示は、令和7年2月5日から施行し、この告示による改正後の千曲市特定疾患等患者見舞金支給要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。